

議 案 第 4 0 号

磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び磐田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
磐田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年3月3日提出

磐田市長 草 地 博 昭

磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び磐田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年磐田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援を行う」を「支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に、「10年」を「15年」に改める。

（磐田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 磐田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年磐田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次に掲げる要件の全てを満たすと認める」を「次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよ

うにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第4項の改正規定及び第2条中磐田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例附則第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援を行う</u> —<u>こと。</u> （2） 略 （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 （追加）	（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する</u> <u>こと。</u> （2） 略 （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件</u>

現行	改正案
(追加) 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないことができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (追加) (追加) (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所</u>	<u>の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないことができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所

現行	改正案
(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) 略 <u>4・5</u> 略 附 則 1～3 略 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第6条本文</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 略	(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 <u>6・7</u> 略 附 則 1～3 略 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第6条第1項本文</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 略

磐田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年磐田市条例第19号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型	(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（磐田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年磐田市条例第19号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型

現行	改正案
(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。) にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。) にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。) は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援を行う</u> こと。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。) を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 (追加)	(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。) にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。) にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。) は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</u> (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。) を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要</u>

現行	改正案
(追加) <u>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 <u>(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (追加) <u>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事</u>	<u>件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事

現行	改正案
業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> （2） 略 <u>4～9</u> 略 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> （2） 略 <u>6～11</u> 略 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。